

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：ふじみ野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.9%
全職員	66.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.6%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	90.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.9%
31～35年	91.5%
26～30年	90.2%
21～25年	90.5%
16～20年	84.5%
11～15年	88.5%
6～10年	88.2%
1～5年	84.2%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報で任期の定めのない職員以外の職員のうち地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員については、職員を数える単位として、時間で勤務する者は、当該月1か月の正規職員の勤務時間に対する実勤務時間数（例：令和5年4月は20日の勤務日数のため、 $20\text{日} \times 7\text{時間}45\text{分} = 155\text{時間}$ を正規の勤務時間とし、実勤務時間140時間の場合 $140\text{時間} \div 155\text{時間} = 0.9\text{人}$ ）、日で勤務する者は当該月1か月の正規職員の勤務日数に対する実勤務日数として職員数を算出しております。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。